

軽井沢町排水設備指定工事店指定の申請等に係る手続きについて

1. 指定の申請をするとき

- (1) 軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店（更新）申請書
- (2) 定款及び登記事項証明書（法人）または住民票の写し（個人）
- (3) 機械器具調書
- (4) 誓約書
- (5) 責任技術者証の写し
- (6) 営業所の平面図、付近見取り図
- (7) 指定手数料 1件につき10,000円（非課税）

2. 指定の更新をするとき

（指定期日までに）

- (1) 軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店（更新）申請書
- (2) 定款及び登記事項証明書（法人）または住民票の写し（個人）
- (3) 機械器具調書
- (4) 誓約書
- (5) 責任技術者証の写し
- (6) 営業所の平面図、付近見取り図
- (7) 指定更新手数料 1件につき10,000円（非課税）
- (8) 指定を受けた際に交付された指定工事店証

3. 以下指定事項に変更等があったとき

- (1) 事業所の名称及び所在地又は法人にあっては、その代表者の氏名
（変更のあった日から**ただち**に届出してください。）

- ① 軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店変更届出書
- ② 定款及び登記事項証明書（法人）または住民票の写し（個人）
- ③ 指定を受けた際に交付された指定工事店証

- (3) 法人にあっては役員の氏名

（変更のあった日から**ただち**に届出してください。）

- ① 軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店変更届出書
- ② 定款及び登記事項証明書（法人）または住民票の写し（個人）
- ③ 機械器具調書
- ④ 誓約書
- ⑤ 責任技術者証の写し
- ⑥ 営業所の平面図、付近見取り図

(4) 主任技術者の氏名

(変更のあった日から **ただち**に届出してください。)

- ① 軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店変更届出書
- ② 責任技術者証の写し

(5) 事業の廃止、又は休止するとき

(変更のあった日から **ただち**に届出してください。)

- ① 軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店（廃止・休止・再開）届出書
- ② 指定を受けた際に交付された指定工事店証（廃止する場合）